

新型コロナウイルス感染症を原因とする災害保険金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

第一生命保険株式会社（社長：稲垣精二、以下「当社」）は、当社グループのミッションである「一生涯のパートナー By your side, for life」を追求し、お客さまのご期待にお応えできるよう、各種特別取扱等を実施してきました。

今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、災害による死亡等を保障する商品について、新型コロナウイルス感染症を災害保険金等のお支払対象とする改定を実施いたします。

1. 改定の内容

災害保険金等の支払事由に規定する「特定感染症」の範囲を拡大し、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、災害保険金または災害高度障害保険金をお支払いします。

また、特定部位不担保法が適用されたご契約について、新型コロナウイルス感染症の治療を目的として入院した場合、特定部位不担保法を適用せず、入院給付金をお支払いします。

2. 対象となる保険種類

(1) 支払事由の改定

団体定期保険災害保障特約（S51）	団体定期保険傷害特約（S51）
団体定期保険災害割増特約（S51）	団体定期保険こども災害保障特約
団体定期保険こども傷害特約	団体定期保険こども災害割増特約
団体定期保険災害特約	団体定期保険こども災害特約
拠出型団体定期保険災害保障特約	拠出型団体定期保険傷害特約
拠出型団体定期保険災害割増特約	拠出型団体定期保険こども災害保障特約
拠出型団体定期保険こども傷害特約	拠出型団体定期保険こども災害割増特約

(2) 特定部位不担保法を適用する場合の入院給付金の取扱

拠出型団体定期保険入院保障特約	拠出型団体定期保険こども入院保障特約
-----------------	--------------------

3. 適用時期

2020年5月20日より適用します。なお、約款改定前に支払事由に該当された方におかれましても、遡及して対象とします。

4. 保険料について

本改定に伴う保険料の変更はありません。

5. その他

本改定に伴うお客さまによる対応事項、実務の変更はありません。

対象となる保険種類の約款のうち、特定感染症を定める別表について、下記のとおり改定いたします。
※下線部分が改定箇所になります。
※別表番号は保険種類によって異なります。

別表〇 特定感染症

「特定感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。なお、「特定感染症」には、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症を含みます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群(SARS) (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

【お問い合わせ先】

団体保障事業部 : 受付専用フリーダイヤル 0120-005-328

受付時間 : 月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除きます)

※新型コロナウイルス感染防止対応のため、電話が繋がりにくい場合があります。何卒ご了承のほどお願い申し上げます。